

第34号議案

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年中野区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第19条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第22条第1項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

第25条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第26条の見出し中「職員」を「設備」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。